協　定　書

養父市（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）は、養父市タクシー等利用料助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）で定める養父市タクシー等利用料助成事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（乗車券）

第１条 乗車券は、甲が交付した乗車券で、乙及びその乗務員は次のとおり取り扱うものとする。

２　利用者から乗車券を使用したい旨の申し出があったときは、１回の運送につき１枚の利用を認めるものとする。

３　乗車券の提示があった場合は、利用年月日、利用者氏名、利用した行先、利用料の額、助成額、事業者名、乗務員氏名及び助成残額を記載し、１枚目は切り離さず２枚目及び３枚目を受領し、残りの乗車券は利用者へ必ず返すものとする。

４　前項の利用を認めるときは、必要に応じて利用者にマイナンバーカード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証などの提示を求め、顔写真、氏名、住所などの照合により、乗車券に記載されている者と利用者が同一の者であることを確認するものとする。

５　乗車券を提出した利用者に運賃を請求する場合は、甲が利用者に交付した乗車券に記載のある助成割合と上限額から助成額を計算し、甲の助成額を減じた額を利用者に請求するものとする。

（請求）

第２条 乙は、原則として月末締めによる、翌月 15 日（15 日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は、その直前の開庁日）までに前月に使用された甲控え分乗車券を添えて１年以内に請求するものとする。

２　甲は、乙から前項の請求書の提出があったときは、利用の範囲及び助成額に誤りがないかを確認し、40 日以内に指定金融機関口座に振り込むものとする。

（返還）

第３条 甲は、乙が不正な手段により当該協定書に基づく支払いを確認した場合

は、既に支払った金額の一部又は全部を返還させることができる。

（協定事業者の周知）

第４条 甲は、利用者へ乙の情報を周知するものとする。

（協定書の有効期間及び更新）

第５条 この協定書の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年３月31 日までとし、同期間に使用された利用券について適用する。ただし、甲又は乙から更新しない旨の申し出がない限り、毎年度当該協定を更新するものとする。

（協議）

第６条 この協定書に疑義が生じたとき又は定めのない事項は、要綱の趣旨にのっとり、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ署名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

養父市長　　広　瀬　　栄

乙

【第４条に規定する、利用者へ周知する乙の情報】

事業者名	
住　　所	
電話番号	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	